

# ① 登園許可書【医師記入】

下記の感染症について、症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、医師にこの登園許可書の記入をしてもらい、提出をお願いします。  
日数の数え方は、その症状が見られた日を0日とし、その翌日を1日目とします。

かかりつけ医の皆様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

那珂の森保育園 殿

クラス 組

園児氏名

(病名) 該当疾患にチェック☑をお願いします。

☑	病名	感染しやすい時期	登園のめやす
	麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
	風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
	水痘(みずぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	食中毒 *カンピロバクター *大腸菌 O157・O26・O111 *サルモネラ菌 等	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	流行性角結膜炎(はやり目)	充血、めやに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	その他		

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から、登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。許可書は、症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。